

国立高専における法人化問題検討の現状

国立高等専門学校協会

1. はじめに 高専の将来展望

高専が設置されてから40年が経過した。この間、当初の目的であった「即戦力を持つ中級技術者」の養成と取り組み、その使命を十二分に達成し、戦後のわが国が生んだ最も成功した教育機関として高い評価を受けてきた。21世紀を迎え、技術者に求められる資質も次第に高度化してきた。例えば「複合領域への対応能力を持ちながら、自信のある専門分野に関する創造力ある技術者としての基礎的素養を持つエンジニア」が求められるようになってきた。専攻科を付設する高専教育体系、特に、中学校を卒業して技術者を目指す人材に対し、創造性の涵養を含む理工系の早期一貫教育を行う“世界でも唯一の成功した教育システム”がもつ新たな可能性が、大きな意義を持ち始めている。

このような教育システムは、工夫次第で、その機能の一層の拡充が可能となる特性を持っている。例えば、「社会（企業）と共に次世代の技術者を育成する」システム（Co-operative Education [COOP]：学生の長期間の企業実習や企業の技術者と教員の相互交流を含む）の導入により、実務について経験を持つ実践的技術者教育を若年齢層に施すことが可能となる。この種の工夫による文字通りの技術者教育の実現は、科学技術立国を国是とするわが国のこれからを支える人材の育成に対して、また、さらに近未来の人口減少社会における地域社会の安定に資する人材の育成とも関連して、再び高専制度の草創期のような大きなインパクトを社会にもたらすものと期待できる。

その将来構想は、例えば、先進的な大学が「学術面で国際的に指導的役割を担うために」知の創造（ニュートン型の人材の養成）を目指すのに対し、高専の発展系は、「人類の福祉のために」という使命を自覚した創造性のある実践的技術者（エジソン型の人材）の育成を目指すものとして、高等教育体系の中で、大学とは異質の大きな2本目の柱を確立しようとするもの、と表現できよう。その将来構想の中には、技術科学大学などとの連携を含めた専門職大学院的な機関への展開と接続とが期待されている。

2．法人化に伴う課題

法人化を前提として大学と高専を比べたとき、制度設計の基本となる法律に基づく基本的な違いがいくつかある。教育の目的（技術者教育に特化）、教育機能の枠組み（学年制と単位制、学位授与権、専攻科の位置づけ）、研究機能の位置づけ、学校の規模など、法人化に当たっては、大学との相違に配慮しつつ、高専制度の長所を十二分に活用できるような制度設計をすべきである。

3．法人化への取り組み

法人化の検討に当たっては、現在の高専が教職員の協力によって、能力いっばいの機能を発揮して運営されている現状に鑑み、法人化後のシステムにおいて、現在の高専の良さを保ちながら、次世代の社会においてより強力な教育機関へと発展・進化するものとなることを目指すべきである。

4．高専制度発展のためのキーワード

このようなビジョンを踏まえて、高専制度の発展を期するため、高専法人化の制度設計に当たっては、次の3点を重視すべきであると考えられる。すなわち、高専の個性化と活性化、教育研究の高度化である。各項目の意義と、その実現に向けての取り組みについてキーワード群を整理した。

（1）高専の個性化

組織、予算、人事などの面で高専の裁量を大幅に拡大し、その組織運営面での多様化、個性化を推進する。

高専の個性が活かせる柔軟な組織編成

教員の多彩な活動を可能とする人事システム

明確な理念・目標の設定による各高専の個性の伸長

（例）

地域のニーズに応じた再編・重点化による学科の機動的編成

公務員制度の枠組みを離れた自由な裁量に基づく人事システムのほ

か、事務官、教官の枠を超えた多様な専門的人材（企画、知的資産の管理運用など）の育成

地域のニーズに応じた教員の新しい勤務形態の導入や社会人の登用などによる地域社会との連携と、教育研究環境の一層の充実と個性化

(2) 高専の活性化

高専の活性化を推進する。

顧客（学生、地域、近隣企業）重視の視点に立って、学外者の参画による社会に開かれた運営システムの実現

教員の教育研究業績、特に教育業績に対する評価手法の導入とインセンティブの付与

民間的経営の発想や思考プロセスを活用した明確な目的指向による迅速な意志決定等

(例)

業績評価に基づく給与等の待遇改善等のインセンティブの付与による組織の活性化

教学組織と事務組織の連携強化と双方の資質の向上（ファカルティ・デベロップメント：FD、スタッフ・デベロップメント：SD）

高専間における教員・事務職員・学生の流動性の拡大

財務システムの弾力化と外部資金導入（科学研究費補助金、奨学寄付金受け入れ、受託研究等の推進）による財務体質の強化

(3) 高専の教育研究の高度化

教育研究の高度化を推進する。

第三者評価による教育研究の質の向上と競争的環境の醸成

評価の結果に基づく重点的な資源配分の徹底

専攻科の拡充と技術科学大学等の大学院教育研究との連携強化

COOP（1.はじめにの項参照）手法の確立と実践

(例)

活性化・高度化資金の設定

経常的運営費に加え、別途特別な資金の設定等による高専対象の研究費や大型施設・設備の整備等、高専独自の教育研究を支援する体制の整備

地域に根ざした共同研究の積極的推進による地域の活性化への貢献

地域におけるインターンシップやCOOPの拡充などによる高専教育への地域の積極的参画と、地域産業と学生の相互的支援制度の拡充（特に専攻科）

専攻科生の能力を活用するTA制度導入など学生支援制度の強化と本科教育の充実、活性化、高度化

5. 法人化に伴う留意課題

(1) 人事等の活性化のための方策

教員の任用基準と任期制の導入の在り方

各種法人間の連携組織の構築（人事システム、運営と経営に関する共通項等）

(2) 法人化の意義を最大限発揮するための方策

高専の果たすべき役割の検討、確認及び役割に応じた資源配分の強化
競争的環境の創出に当たり配慮すべき事項

* 教員の負担軽減策（超多忙状態の緩和）

* 地域共同テクノセンターの拡充と現場教育の連携強化

* 地域共同テクノセンターの法的位置づけと研究機能の明確化

「社会と共に次世代の技術者を育てる」社会的コンセンサスの醸成

* インターンシップ、COOP

* クラブ活動コーチのボランティア

* 学生クラブ活動と市民クラブ活動：徳育、体育の強化

6. おわりに 教育システムとしての進化

高専体系においては、高専制度自体が、文部科学大臣によって直接任命される校長がリーダーシップを発揮しやすいシステムからなる点で、現在の国立大学とは異なる特性をすでに備えているといえよう。また、社会との連携に関しては、即戦力となる実践的技術者の養成を目指した教育機関が、その目指すところから言って、社会に開かれた教育研究機関として機能すべきは、当然のことである。

高専は、我が国における高等教育機関の一つとして、それぞれの教育を自ら企画、実施すると共に、創造的な研究を行っており、決して定型的業務に分類されるものではない。「次世代の専門職業人の新しい教育体系と方法への専攻科を包含した教育システムの進化」を、教育の現場から創出していく高度に創造的、革新的な業務である。

今後、高専がグローバル化の流れを視野に入れつつ、技術者教育を担う高等教育機関としての機能を発揮するためにも、固有の文化と伝統を持つ地域社会との連携を強化していく必要がある。その際、教育と研究の両面で展開できる協力する体制（例えば、わが国にマッチしたCOOP、教育に関する産学連携）を創りだすことが、大競争時代、地方の時代、

人口減少を目前にした地域社会への対応、など、これからのわが国の科学技術立国、知的資産立国にとって、至急に準備すべき対応策の一つであろう。

教育・研究の両面にわたっての地域社会との連携を可能とするシステムの要めは、地域共同テクノセンターであり、専攻科である。この連携が、研究基盤、教育基盤、そして学生の生活支援基盤の構築をも可能とする。早急に、「社会と共に次世代を育成する」コンセンサスの涵養を必要とすることはいうまでもない。

このような、実務を通して技術者を教育する体制への教育システムの進化は、後期中等課程を含む5年一貫教育を基盤として、「調和のとれた知と技」を指向する継続的な教育改善を可能とする。同時に、社会との連携を通しての財政的基盤の強化は、自主性と自律性のある新しい高専のビジョンを描く上できわめて重要である。

将来的には、修士課程レベルの工科系専門職大学院の設置を含めた技術者養成教育の柱を、技術科学大学との連携（連携大学院分野など）をも視野に入れて、わが国の高等教育制度の中に創設することを期待する。

高専が果たしてきた社会的機能で特筆すべきもう一つの点は、全国に展開した54（+沖縄高専の予定）の国立高専の分布が、結果的に、技術者を目指す人材を全国的規模で集めることができた点にある。また、大学生に比べて、比較的経済的に恵まれない家庭の子女に高等教育の機会を提供してきた実績がある。これらの高専の特色は、高専の法人化後も維持されるべき重要なものである。

国立高等専門学校法人の設置形態（案）

* 個性化・活性化・高度化の視点を入れて検討

- 視点1：高専の分散配置と地域との係わり（個性化）
- 視点2：高専制度の発展のための競争的環境の導入（活性化）
- 視点3：組織の量的規模と変化への対応の柔軟性（高度化）

法人数	地域区分案
1	全高専 1 法人型
2	東日本、西日本（.両技科大との連携の緊密化）
3	東日本、中部日本（太平洋側と日本海側の交通の利便性）、西日本
4	北海道、本州、四国、九州（道、州による区分）
5	現国専協地区の修正型（大括り型・地区の規模の格差是正・大学相当規模）
.	.
.	.
8	国専協地区型（8 地区：最少 4 校から最多 10 校）
.	.
10	現国専協地区の修正型（細分型・規模の格差是正）
.	.
.	.
.	.
41	都道府県型（1 道、1 都、1 府、38 県）に各 1 法人
.	.
.	.
55	55 高専 55 法人型

* 高専制度に伴う重要項目

- 1：高専の設置場所と歴史（国が設置）
- 2：学科の改廃・教育分野の変更（国の認可事項）

* 法人化に伴う制約事項

- 1：法人の設置場所（法律事項）
- 2：法人の役員数（行革）

* 国立大学法人化の原則

- 1：一大学一法人
- 2：法人固有の組織を置かない

* 法人化に当たっての留意事項

- 1：同一学校種複数法人による競争原理の導入
- 2：学校種発展のための学校間連携

国立高専の置かれていない府県：山梨、埼玉、神奈川、滋賀、大阪、佐賀

国立高等専門学校法人の設置形態（案）

法人数	法人の形態	メリット()・デメリット()
1	全高専 1法人型 ()	<p>予算、組織、人事面での法人化のメリットをより多く発揮できる。 他校種と比べ、高専制度全体のパワーアップが可能。 法人としての組織運営が難しくなる。</p>
複数	グループ別法人型 ()	<p>法人間の競争環境を創出できる。 予算、組織、人事面での法人化のメリットをある程度発揮できる。 グループ化の理念をどう説明するか。</p>
	55高専 55法人型 ()	<p>法人としての組織運営がスムーズである。 高専間の競争環境を創出できる。 予算、組織、人事面での法人化のメリットを発揮しにくい。</p>